

【感染症の予防及びまん延防止のための指針】

第1条（目的）

本指針は、感染症の発生及びまん延を予防し、利用者及び職員の生命と健康を守るとともに、継続的かつ安全にサービスを提供することを目的とする。

第2条（基本方針）

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止を重要な課題として位置付け、利用者及び職員の安全確保を最優先とし、平常時から感染対策の徹底に努める。

また、感染症が発生した場合には、関係機関と連携し、被害の最小化及びサービス継続に努める。

第3条（感染症対策体制）

事業所内に感染症対策委員会を設置し、次の事項について協議・検討する。

1. 感染症対策に関する方針の確認
2. 感染症発生状況の把握及び分析
3. 感染症対策に関する研修及び訓練の企画・実施
4. 感染症発生時の対応方法の確認
5. 本指針及び関連マニュアルの見直し

委員会は原則として年1回以上開催し、必要に応じて随時開催する。

第4条（職員研修及び訓練）

感染症対策の知識及び技術の向上を図るため、職員に対し次の取組を行う。

1. 年1回以上の感染症対策研修
2. 新規採用時の感染症対策研修
3. 感染症発生を想定した訓練（シミュレーション）
4. 手洗い、手指消毒、個人防護具（PPE）の着脱訓練

第5条（平常時の感染症対策）

感染症の予防のため、次の対策を実施する。

1. 手洗い及び手指消毒の徹底
2. 標準予防策（スタンダードプリコーション）の実施
3. 利用者及び職員の健康状態の把握
4. 訪問時における感染対策の徹底
5. マスク、手袋、エプロン、消毒剤等の備蓄
6. 衛生用品及び感染防護具の適切な管理

第6条（感染症発生時の対応）

感染症が発生した場合は、次の対応を行う。

1. 発生状況の把握

2. 利用者及び職員の健康観察
3. 感染拡大防止措置の実施
4. 必要に応じた医療機関への相談
5. 保健所、行政機関等への報告
6. サービス提供体制の調整
7. 事業継続計画（BCP）に基づく対応

第7条（個人情報への配慮）

感染症に関する情報を取り扱う際は、利用者及び職員のプライバシーに十分配慮し、個人情報保護に努める。

第8条（指針の閲覧）

本指針は、利用者及びその家族が自由に閲覧できるよう整備する。

第9条（指針の見直し）

法令改正、感染症に関する知見の変化又は事業所の実情に応じて、本指針を適宜見直すものとする。

制定日 令和2年7月1日

最終改訂日 令和8年7月1日